

## 令和5年度 消費者教育・啓発に関する取組の内容

### 【消費者計画推進計画 重点施策に関する取組】

#### 1 幼児期から高校生期における消費者教育の推進

##### (1) 市立中央図書館との連携による親子講座の実施

小学校低学年（1～3年生）までの親子を対象に、消費に関する学びの機会を作り、家庭での普段の生活から、消費について学ぶきっかけとし実施。

- ・「親子で学ぼう おかねのはなし」

実施日 令和6年1月8日（月・祝）  
場 所 市立中央図書館 多目的ホール  
参加者 小学校1～3年生と保護者 計8組、21名



##### (2) 市立学校教科部会での消費者教育事業の説明

市立学校の消費者教育に関連する教科の部会で、本市の消費者教育の推進計画及び取組や教材についての情報提供を行った。

- ・東部小学校教育研究会

家庭科部会（令和5年10月25日（金）本庁舎 市民交流センター多目的室2、3）

## 2 高齢者・障がい者等の消費者被害を防ぐ見守り体制の充実

### (1) 広報等を使った注意喚起情報の提供

消費者トラブルによる高齢者等の被害防止を図るため、広報等を活用し注意喚起を行った。

#### ・とっとり市報での連載

令和5年度連載分 ガード博士とメール助手の消費者トラブル講座

4月	旅行予約サイトの利用は慎重に！
5月	不用品の買取りにご注意を！
6月	中古車の売却は十分にご検討を！
7月	容易に解約できない定期購入！
8月	フィッシングメールに注意！
9月	アナログ回線に戻す勧誘に注意！
10月	儲け話のお誘いに注意！
11月	還付金詐欺に注意！
12月	海産物の電話勧誘に注意！
1月	サポート詐欺に注意！
2月	電力契約の勧誘に注意！
3月	老人ホームの入居権を譲って！？

#### ・CATVでの注意喚起


CATV（いなばびよんびよんネット）文字放送を活用した注意喚起情報の発信

放送日 令和5年6月中旬から

内容 「消費者トラブル情報」のお知らせ

### 消費者トラブル情報

市役所職員等を名乗り介護保険料の還付金があるという不審電話や実在する企業をかたる自動音声ガイダンスによる不審電話がかかっています



**被害を防ぐために**

- 市役所から還付金があるという電話をかけることはありません
- 還付金のために「スマートフォン」と「キャッシュカード」を持って「ATM」に行つてと言う電話や、自動音声ガイダンスによる「未納料金があります」は詐欺です
- 不審な電話には応答せず、すぐに電話を切る
- 電話で個人情報を伝えない
- 家にも留守番電話機能を活用し被害を防止

< 問い合わせ先 > 本庁舎鳥取市消費生活センター TEL0857-20-3863

・FM 鳥取での注意喚起

FM 鳥取を活用した注意喚起情報の発信

放送日 令和 5 年 4 月 21 日（金）、22 日（土）

内 容 「特殊詐欺の実態」

「鳥取市通話録音機能付電話機等購入補助金」のお知らせ

・鳥取市 100 円循環バス「くる梨」での注意喚起

鳥取市 100 円循環バス「くる梨」へチラシ掲出による被害防止啓発の発信

掲出日 令和 5 年 6 月上旬から

内 容 「特殊詐欺の被害防止について」



(2) 高齢者宅訪問時の啓発チラシによる注意喚起情報の提供

交通安全運動期間（4 月、7 月、9 月、12 月）において、協働推進課及び各総合支所地域振興課の協力を得て、高齢者宅訪問時の配布物に消費生活センターの啓発チラシも同封して配布し、注意喚起を行った。

時期	チラシ内容	枚数
春（4 月）	突然の電話での「還付金」「キャッシュカード」には気を付けて！ ／テレビショッピング 返品条件をよく確認！	330 枚
夏（7 月）	突然の電話での「還付金」「キャッシュカード」には気を付けて！ ／「解約保証」のはずが…定期購入トラブルに注意！	305 枚
秋（9 月）	突然の電話での「還付金」「キャッシュカード」には気を付けて！ ／災害に便乗した悪質な修理業者に注意	290 枚
冬（12 月）	突然の電話での「還付金」「キャッシュカード」には気を付けて！ ／消費生活センター 一人で悩まず、気軽に相談を	380 枚

(3) 特殊詐欺被害等の防止に向けた取組（補助金事業）

高齢者に対する特殊詐欺等被害や悪質な電話勧誘等を未然に防ぐため、通話録音機能付電話機等の購入費用を補助し、被害の防止として実施。

・鳥取市通話録音機能付電話機等購入補助金

実施期間	令和5年4月3日（月）～令和6年2月9日（金）
補助対象	市内在住で65歳以上の単身世帯または65歳以上のみの世帯
補助内容	購入・設置に要する費用の2分の1 ※上限10,000円
補助実績	26件 232,800円（予算枠 30件 300,000円）

**特殊詐欺を撃退！**  
通話録音機能付電話機等の購入を補助します！

振り込め詐欺等の特殊詐欺等被害や悪質な電話勧誘等を未然に防ぐため、通話録音機能付電話機等の購入・設置費用を補助します。

**対象者**  
次のすべてに当てはまる人  
・鳥取市内に住所があり居住している人  
・65歳以上の単身世帯または65歳以上のみの世帯  
・市民税などを滞納していない人

**対象機器**  
通話録音時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える「事前予告機能」と「通話録音機能」がある固定電話機または固定電話に接続して用いる通話録音装置

**補助内容**  
購入・設置に要する費用の2分の1  
※上限10,000円・1世帯あたり1台まで  
※ナンバーディスプレイなど付帯サービスの加入等の費用は対象外です。

**注意事項**  
・予算の上限に達し次第、終了となります。  
・この制度を利用するには、購入の際に事前の手続きが必要です。  
・この制度を利用した場合、使用状況等のアンケートにご協力をお願いいたします。（5年間）  
・機器の設置により振り込め詐欺等の電話を完全に防ぐことはできません。

手続き方法は裏面へ

**手続方法**  
①申請書に「購入計画書」、「見積書」、「カタログなどの写し」を添付して提出  
②決定通知書が届いたら、対象機器を購入し設置する  
③設置後は次の書類を提出する  
・実績報告書に「事業報告書」「領収書」を添付したもの  
・補助金等交付請求書  
・口座振込依頼書

**申請期間**  
令和5年4月3日（月）～令和6年2月9日（金）  
※予算の上限に達し次第、終了となります

**提出方法**  
鳥取市消費生活センターへ郵送または窓口へ提出してください

**申請窓口・問い合わせ先**  
鳥取市消費生活センター（鳥取市役所 本庁舎2階 29番窓口）  
〒680-8571 鳥取市幸町71番地 ☎0857-20-3863  
申請書類は消費生活センター窓口のほか、本庁舎・駅南庁舎総合案内、各総合支所、鳥取市公式ウェブサイトでも入手できます。

(7) 相談内容の整理・分析

相談内容の整理・分析を実施。「令和5年度 鳥取市消費生活センター相談概要」として公式ウェブサイトに掲載。（資料①）



### 3 エシカル消費の意義の周知と普及

#### (1) エシカル消費に関するチラシやHPによる情報発信

- ・公式ウェブサイトでの情報発信「はじめませんか エシカル消費」  
エシカル消費の意味や取り組む意義、事例などを紹介。また関連サイトへのリンクも掲載し、「出来ることから始める」エシカル消費を推進した。



### 4 その他の取組

#### (1) 消費生活に関する情報発信

- ・啓発パネル展の開催  
消費者啓発パネル展

- 開催期間 ①令和5年5月9日(木)～5月22日(水)  
②令和6年1月26日(金)～2月9日(金)
- 場 所 ①本庁舎市民交流センター1階 情報スペース  
②鳥取市総合福祉センター1階 ロビー
- 内 容 消費生活に関する情報パネルの展示、チラシの配布  
※鳥取財務事務所と共催



- ・駅前地下通路 PR コーナーを使った消費生活にかかる情報発信  
消費生活にかかる情報について、広く市民に啓発を行うため、鳥取駅前地下通路の PR コーナーを活用し、広く市民に消費者トラブルの事例と対応、消費者教育・啓発の取組などの情報発信と消費生活センターの周知を行った。



- ・とっとり市報での「消費者トラブル講座」の連載（再掲）
- ・公式ウェブサイトでの情報発信  
消費者トラブルに関する相談をもとにした注意喚起情報やよくある相談事例、消費者庁等から配信される消費生活に関する情報、各種講座やイベント等の情報について、随時ウェブページを更新して情報提供した。



- ・生命保険協会鳥取県協会、鳥取県警察本部との広報活動  
特殊詐欺被害防止のため、啓発チラシ等の配布を行った。
- 実施日 令和5年12月5日（火）11：30～12：30
- 場 所 本庁舎 東口、西口及び南口付近  
イオン鳥取店 東口、西口及び北口付近



(2) 出前講座の実施（再掲）

- ・開催回数 15回 受講者数 517名
- ・消費生活相談員による出前講座（5回 62名）
- ・鳥取市消費者団体連絡協議会と消費生活相談員による消費者寸劇（10回 455名）

**【消費者教育の意義の周知、推進体制の構築】**

**1 推進体制の構築**

(1) 鳥取市消費者行政審議会（鳥取市消費者教育推進協議会）の開催

・第1回

開催日 令和5年10月30日（月）

- 内 容
- ・令和4年度事業の状況について
  - ・令和5年度事業について
  - ・「鳥取市消費者行政基本方針」の一部修正について

(2) 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置

設置日 令和5年12月1日